

議案第14号

二宮町消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和6年2月22日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

社会環境等の変化等に伴う消防団員の確保や退団への対応のため、消防団員の任命資格として、隣接する市町の居住者を追加すること及び団員の身分を保持したまま消防団員としての活動を一定期間行わないこととすることができる休団制度を導入することに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例

二宮町消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例（昭和52年二宮町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「又は」を「若しくは」に改め、「者」の次に「又は本町に隣接する市町に居住し、団長が消防団活動を支障なく行えると認める者」を加える。

第3条第2号中「第6条」を「第7条」に改める。

第21条を第22条とし、第15条から第20条までを1条ずつ繰り下げる。

第14条第1項中「規則」の次に「（昭和53年二宮町規則第10号）」を加え、同条に次の1項を加える。

4 年額報酬は、消防団員が第4条第1項の規定により休団をした場合には、その休団の期間中、第1項の規定にかかわらず、これを支給しない。ただし、年の中途において休団をし、又は復団をした場合には、前項の規定を準用し、日割計算により支給する。

第14条を第15条とし、第6条から第13条までを1条ずつ繰り下げる。

第5条第2項第3号を次のように改める。

(3) 第2条第1号に該当しなくなったとき。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(休団)

第4条 消防団員は、長期間消防団活動に従事することができない場合は、2年を超えない範囲内で、休団（消防団員が消防団活動を休止することをいう。以下同じ。）をすることができる。この場合において、休団をしている消防団員については、第6条第2項第3号、第11条及び第12条の規定は、適用しない。

2 休団の期間は、1年を超えない範囲内で、延長することができる。

3 消防団員は、休団をし、又は休団の期間を延長しようとする場合は、団長にあつては町長に、その他の消防団員にあつては団長の承認を受けなければならない。

4 前項の規定は、復団（休団をした消防団員が復帰することをいう。以下同じ。）について準用する。

5 消防団員が復団をしたときの階級は、休団をした日の階級とする。

6 休団中の期間は、勤務年数に算入しないものとする。

別表第1中「第14条」を「第15条」に改める。

別表第2中「第15条」を「第16条」に改める。

別表第3中「第16条」を「第17条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(議案第14号) 二宮町消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(任命)</p> <p>第2条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推せんに基づき町長が任命し、その他の消防団員は、団長が次の各号の資格を有する者の中から町長の承認を得て任命する。</p> <p>(1) <u>本町に居住し、勤務し、若しくは通学する者又は本町に隣接する市町に居住し、団長が消防団活動を支障なく行えると認める者</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(欠格条項)</p> <p>第3条 次の各号の一に該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第7条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(休団)</p> <p>第4条 <u>消防団員は、長期間消防団活動に従事することができない場合は、2年を超えない範囲内で、休団(消防団員が消防団活動を休止することをいう。以下同じ。)をすることができる。この場合において、休団をしている消防団員については、第6条第2項第3号、第11条及び第12条の規定は、適用しない。</u></p> <p>2 <u>休団の期間は、1年を超えない範囲内で、延長することができる。</u></p> <p>3 <u>消防団員は、休団をし、又は休団の期間を延長しようとする場合は、団長にあっては町長に、その他の消防団員にあっては団長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>4 <u>前項の規定は、復団(休団をした消防団員が復帰することをいう。以下同じ。)について準用する。</u></p> <p>5 <u>消防団員が復団をしたときの階級は、休団をした日の階級とする。</u></p> <p>6 <u>休団中の期間は、勤務年数に算入しないものとする。</u></p> <p>(退職)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>(任命)</p> <p>第2条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推せんに基づき町長が任命し、その他の消防団員は、団長が次の各号の資格を有する者の中から町長の承認を得て任命する。</p> <p>(1) 本町に居住し、勤務し、<u>又は</u>通学する者</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(欠格条項)</p> <p>第3条 次の各号の一に該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第6条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(退職)</p> <p>第4条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(分限) <u>第6条</u> (略) 2 消防団員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その身分を失う。 (1)・(2) (略) (3) <u>第2条第1号に該当しなくなったとき。</u></p>	<p>(分限) <u>第5条</u> (略) 2 消防団員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その身分を失う。 (1)・(2) (略) (3) <u>二宮町外に転居し、転勤し、又は転学したとき。ただし、団長が認める場合は、この限りでない。</u></p>
<p>(懲戒) <u>第7条</u> (略) 2 (略)</p>	<p>(懲戒) <u>第6条</u> (略) 2 (略)</p>
<p><u>第8条</u> (略)</p>	<p><u>第7条</u> (略)</p>
<p><u>第9条</u> (略) 2 (略)</p>	<p><u>第8条</u> (略) 2 (略)</p>
<p>(定員) <u>第10条</u> (略) 2・3 (略)</p>	<p>(定員) <u>第9条</u> (略) 2・3 (略)</p>
<p>(服務規律) <u>第11条</u> (略)</p>	<p>(服務規律) <u>第10条</u> (略)</p>
<p><u>第12条</u> (略)</p>	<p><u>第11条</u> (略)</p>
<p><u>第13条</u> (略)</p>	<p><u>第12条</u> (略)</p>
<p><u>第14条</u> (略) 2 (略)</p>	<p><u>第13条</u> (略) 2 (略)</p>
<p>(年額報酬の額及び支給方法) <u>第15条</u> 消防団員には、二宮町消防団の組織等に関する規則(昭和53年二宮町規則第10号)第3条に定める階級により、別表第1に掲げる年額報酬を支給する。</p>	<p>(年額報酬の額及び支給方法) <u>第14条</u> 消防団員には、二宮町消防団の組織等に関する規則第3条に定める階級により、別表第1に掲げる年額報酬を支給する。</p>

改正後	改正前
<p>2・3 (略)</p> <p><u>4</u> 年額報酬は、消防団員が第4条第1項の規定により休団をした場合には、その休団の期間中、第1項の規定にかかわらず、これを支給しない。ただし、年の中途において休団をし、又は復団をした場合には、前項の規定を準用し、日割計算により支給する。</p> <p>(出勤報酬の額及び支給方法)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(費用弁償の額及び支給方法)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(褒賞)</p> <p><u>第18条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(公務災害補償)</p> <p><u>第19条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>第20条</u> (略)</p> <p>(退職報償金)</p> <p><u>第21条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第22条</u> (略)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(出勤報酬の額及び支給方法)</p> <p><u>第15条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(費用弁償の額及び支給方法)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(褒賞)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(公務災害補償)</p> <p><u>第18条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>第19条</u> (略)</p> <p>(退職報償金)</p> <p><u>第20条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第21条</u> (略)</p>

改正後	改正前
別表第1 (第15条関係)	別表第1 (第14条関係)
(略)	(略)
別表第2 (第16条関係)	別表第2 (第15条関係)
(略)	(略)
別表第3 (第17条関係)	別表第3 (第16条関係)
(略)	(略)